

タイトル	近代政治理論とフェミニズム
著者	中村, 敏子
引用	北海学園大学法学部50周年記念論文集: 353-374
発行日	2015-03-15

近代政治理論とフェミニズム

一、プロテスタントの教説における結婚と家族

本稿は、近代国家の理論的基礎を提供したロックの政治理論が、女性にとってどのような問題を持っていたかを分析することをめざしている。そのためにここでは、彼の家族や女性に関する議論とそれに対する批判として登場したフェミニズムの議論を、彼の議論の背景にあるプロテスタントの教説と共に考察する。

一九七〇年代のフェミニズムの運動以来、女性たちは、自由と平等を標榜し社会契約に基づき成立したとされる近代国家において、なぜ自分たちが男性と同じような自由と平等を享受できないかを問うてきた。そして、近代国家においては国家と家族が分離され、女性が家族の中に閉じ込められたことがその主要な問題構造としてあることを解明してきた。その構造の理論的基礎を提供したのがロックの政治理論である。彼は、王の権力は神から与えられた父の権力からの継承によるとする神授権説に対して、家族と国家を分離し、家族における父の権力と国家における王の権力は異なるとしたうえで、国家権力の形成に関わる理論を提示した。これにより国家は神の秩序から解放され、人間

中
村
敏
子

の「作為」により設立されると説明されることになった。それに対し家族という領域は、中世以来変わらず神の秩序の中に取り残されることになったのである。ロックは熱心なプロテスタントであり、家族関係が神の支配する領域であることを疑っていなかった。それゆえロックの思想の考察には、彼に影響を与えたプロテスタントの教説の中で女性がどのように位置づけられていたかを見る必要がある。

ホップズに関する拙稿^①において、西洋においては聖書の「創世記」が男女関係の原イメージを提供し、そこにカトリックによるさまざまな教えが付け加わって、女性や性についての否定的教説が作られていったことを論じた。それではカトリックに対する批判として登場したプロテスタントの教説においては、「創世記」がどのように解釈され、男女の関係や家族がどのように教えられたのであろうか。それを、ルターの教説を中心にもることにしたい。

プロテスタントの改革運動は、当時のカトリックの有様に対する批判として起こったものであるから、カトリックの教説と反対の教説を主張することになったのは当然である。拙稿でみたように、カトリック教会は聖書の記述にはないさまざまな教義を付け加え、自らの組織の重要性を保持しようとしてきた。プロテスタントの主張には、まずそのことに對する批判がある。そこから、プロテスタントの教義の核心にある「恩寵のみ、信仰のみ」という主張がでてくる。そして彼らは、聖書に書かれた内容のみに基づく信仰をめざした。

これとの関連において、プロテスタントにとっても「創世記」の話は重要だった。なぜなら「彼らの神学は、原罪の再解釈と、それが神と人間との関係において持つ含意に大きく関わっていたからである。」^② ルターは、「楽園」におけるアダムとイヴの神に対する反抗が人間を完全に腐敗させたので、人間はキリストの恩寵によってしか救われないと説いた。これは、中世カトリック教会において主流となった、現世における人間の行為により神の恵みを回復できるとする主張に對抗するものだったという。^③ またルター派は、カトリックの独身主義に対して家族生活の重要性を主

張した。これは、「創世記」の記述における「産めよ、増えよ」という神の言葉を重視したからであった。^④

プロテスタントにおいては、聖書を字義どおりに読むことが主張された。これは、聖書に書かれたことは真実であると理解することであり、それゆえアダムとイヴの物語は歴史として理解された。^⑤ そのような読みからすれば、イヴが「楽園」において蛇に唆され「原罪」のもとをつくったこと、その結果、夫に従うよう神が命令したことは、歴史的・事実となる。それゆえルターは、このような神の命令ゆえに、女性は自分の意志に従って生きてはいけない、すべて夫に従いなさいと教える。^⑥ また、神が女性をアダムの肋骨から創ったのは、女性が彼の上に立つべきではないということであって、男性も女性も神が創られたようにあるべきだと述べる。そして、男性と女性の関係を太陽と月になぞらえ、太陽の方が優れているのは当然で、それは神がそのように創ったからである。それを人間が変えることなどできないというのである。^⑦ (これは女性を抑圧する言説として述べられる儒教の陰陽説と同じ主張ではないか!) すなわちプロテスタントの教義においても、女性に対する男性の支配は、神の定めたものとして当然のことと考えられていたのである。このような点からみて、女性の本性や役割についての見解は、カトリックとプロテスタントの間で、相違よりも類似性の方が多いと分析されている。^⑧

両者の最も大きな相違は、男女関係および家族をどのように位置付けるかである。カトリックの教義においては、男女の性関係そして結婚は否定すべきものと考えられていた。それに対しルターは、神がイヴを創りアダムに与えたことこそ、男女が結婚することを神が意図したという意味であると述べる。そして、女性は生殖の「助け手」として創られた。「原罪」の後にはそこに邪悪な欲情が混じることになったが、結婚の本来の目的は今でも変わっていない。そして、神は男女間の愛こそ、最も偉大で純粹な愛であるとしたのだと述べる。それゆえ結婚は、子どもを産み、欲情をひとつの回路に誘導するシステムとして存在するとされた。結婚により二人は、相互に相手の「囚われの身」と

なり、欲情をそこに囲いこむ^⑨。このようにルターは、カトリックと同様「原罪」と欲情を結びつけそれを否定するという原則を取りながら、結婚という制度においてはそれが許されると教えたのである。^⑩

ルターは、結婚の目的そして主要な義務とは子どもを産むことだと述べるが、キリスト教徒にとつては、単に子どもが生まれるだけでは十分ではないともいう。なぜなら、異教徒にも子どもは生まれるからである。キリスト教徒は、子どもが神に奉仕し、神を讃え、神を崇拜するよう育てる必要がある。それこそが、彼らが天国へ至ることのできるまっすぐな道なのだと教えるのである。^⑪ そのような義務を果たす父と母は、子どもに対しては使徒であり、司教であり、また司祭である。なぜなら彼らが子どもたちに福音を教えるからだ。^⑫

子どもに対してはこのように父と母が同列に置かれていても、先に述べたように、男女の間では、女性が男性に従うべきだと考えられていたことはいまでもない。ルターは、女性の天職は子どもを産むことであり、夫に従って家政を受け持つことであると教えた。女性は神によりそのように創られている。そして彼は、そのことを肉体の形態と結びつけて弁証した。「男性は広い胸と小さな腰を持つ。それゆえ彼らは知恵を持つ。女性は家にいるべきなのだ。なぜなら女性は大きな腰と尻を持つがゆえに、静かに座っているべきなのだから。」（女性は言葉を持っているが、）彼女たちはばかげたやり方で脈絡もなく話す。穏健さというものなしにすべてをごちゃ混ぜにし、乱暴に話す。ここから、女性は家政のために創られ、男性は秩序を保ち、世界の物事について統治し、戦い、そして正義に関わることを扱うことがわかる。「女性が賢くなろうとすることほど、彼女に似つかわしくないことはない。」^⑬ このようにルターは、男女の性別役割が神により創られ、男性は統治を受け持ち、女性は無秩序の世界にいるということを肉体的形態に関連づけて主張したのである。

こうしてルターは結婚生活を肯定しても、そこにおける男性支配は神の定めたものであるとしていた。クローサー

によれば、ルター派は、社会的不平等は神の意志によるものと確信しており、統治する人はそのように生まれついているのだと考えていたという。¹⁴そして結婚における男女の關係は、社会秩序の基礎となるものとして重要だと考えていた。きちんとした結婚關係がなければ、真の統治はありえない。それゆえ、悪魔に唆されやすいイヴの子孫である女性たちは、しっかりと押さえつけなければならなかった。¹⁵ルターの考えた家族において、男性の権力はそれほど強調されない。結婚生活における愛情の重要性が強調され、¹⁶男性は妻を「棍棒」などの武器ではなく、優しい言葉によって統治しなければならぬと述べられる。¹⁷しかし、男性の支配が認められているのであれば、これらは単に努力目標となる。

一般にプロテスタントの家族において男性が主人として家族を支配するようになっていく状況を、クロフォードは次のように説明する。宗教改革は、教会の持つていた権力を男性が自分たちの手に握ることを可能にしたが、そのことは、家族において男性による女性に対する抑圧を増すという状況を生み出した。なぜなら、教会に代わって男性が、自分の家族における「司祭であり、司教でさえあったからである。……男性は、彼の統治下にある家族の敬虔な行動に責任があった。」¹⁸こうして「宗教改革は、男性が女性をコントロールする必要性を増し、そのための権力を高めたのであった。」

以上みたように、ルターの教えは、結婚や家族を重視することで、カトリックにより与えられた「道徳的な悪」という属性から女性を解放したが、家族における男性支配を神の定めたものと規定し、さらに家族における性別分業を、肉体的形態の違いと関連させて主張したのであった。

カルヴァン派の女性に関する教えを考察したダグラスによれば、プロテスタントは、カトリックの教えにあるような結婚に関する縛りを、非人間的で、神の与えてくれた生殖という贈り物に反すると考えていたので、結婚とは男女

双方にとり有益なものであると考えていた。こうした主張は一般に信徒に自由を与えたと思われるが、女性に関してみると、状況は従来とあまり変わらなかったという。宗教改革者たちは、家長制的な結婚を神の与えたものと考えており、それを単に愛情と尊敬によって人間的なものにするべきだとした。女性は子どもを教えたり、家政の管理をするのは自由だが、家庭の主人である夫に従うべきであり、夫による暴力行為さえ、重大な怪我や信仰の放棄という危険がなければ、辛抱すべきだとされていたのである。カルヴァン自身は結婚における相互性を重視して、婚姻における夫の権力は、「王国におけるものというより社会におけるそれである」と述べた。彼の「創世記」解釈においては、アダムとイヴが伴侶であることが強調されているという¹⁹。しかし彼も、女性たちの知的能力に対しては、ほとんど敬意を払わなかったという²⁰。

ダグラスは、プロテスタントの解釈において最も重要なのは、結婚の目的が生殖や欲情の回避ではなく、相互に愛し合い助け合うというものに変わっていった点であろうと論じている。このようなプロテスタントの結婚および家族に関する教えの内容が、男女が愛情で結びつき、性別分業により家庭を運営していくという「近代家族」のモデルを提供していくことになると思われるのである。しかしその家族においても、家長制が当然のこととされていたのであった。以上のようなプロテスタントの教説を前提として、ロックの議論を考察する。

- (1) 中村敏子「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」『北海学園大学法学研究』第四七巻第一号（二〇一一年）参照。
- (2) Kathleen M. Crowther, *Adam and Eve in the Protestant Reformation* (Cambridge UP, 2010) pp.2.
- (3) *Ibid.*, pp.3.
- (4) *Ibid.*, pp.4.
- (5) このことにより一七世紀には、「エデンの楽園」の場所やノアの箱舟が残されているかもしれない場所についての探索や、アダムを

- はじめ人間の祖先たちが長生きだったのは、「楽園」において野菜だけを食べていたからではないかというヴェジタリアンの思想などが現れたという。そして「科学の進展により、人間が「原罪」で失った状態が回復⁸⁰を考えられるようになった。Philip C. Almond, *Adam and Eve in Seventeenth-Century Thought* (Cambridge UP, 1999) 特記 Chapter 2, 3.
- (9) Susan C. Karant-Numm and Merry E. Wiesner-Hanks(ed.), *Luther on Women: A Sourcebook* (Cambridge UP, 2003) pp.23.
- (7) *Ibid.*, pp.96. Crowther, *Adam and Eve in the Protestant Reformation*, pp.107.
- (8) Crowther, *Adam and Eve in the Protestant Reformation*, pp.106.
- (9) Karant-Numm and Wiesner-Hanks(ed.), *Luther on Women: A Sourcebook*, pp.90~91.
- (10) 女性性に関するルターの教えは、パウロやアウグスティヌスの教えに近い。それは、ペテロに基礎を置くカトリック教会に対して、プロテスタントたちがパウロを重視したこと、そして、ルターは初めアウグスティヌス会の修道士だったことと関係があるのかもしれない。オリヴァエ・クリスタン『宗教改革』(創元社、一九九八年)三三頁および中村敏子「エデンの楽園」と「リヴァイアサン」参照。
- (11) Karant-Numm and Wiesner-Hanks(ed.), *Luther on Women: A Sourcebook*, pp.91.
- (12) *Ibid.*, pp.108.
- (13) *Ibid.*, pp.28~29.
- (14) Crowther, *Adam and Eve in the Protestant Reformation*, pp.5.
- (15) *Ibid.*, pp.112.
- (16) Karant-Numm and Wiesner-Hanks(ed.), *Luther on Women: A Sourcebook*, pp.90.
- (17) *Ibid.*, pp.95.
- (18) Patricia Crawford, *Women and Religion in England 1500-1700* (Routledge, 1996) pp.42~43. さらにクロフォードは「プロテスタントの方が女性のセンシュアリティに対して厳しい締め付けを行ない、女性を家庭に縛り付ける政策をとったとも指摘している⁸⁰」。
- (19) Jane Dempsey Douglass, *Women, Freedom, and Calvin* (The Westminster Press, 1985) pp.85~86.
- (20) エリジブ・シュルティフマン・ケッセル「天と地のあいだの処女と母」デュビイ・ペロー監修『女の歴史Ⅲ 十六―十八世紀1』(藤原書店、一九九五年)二二二頁。

二、ロッキの議論と「自然」の問題

ロッキの議論は、フィルマーの「父権論」に対する反論として書かれているため、家族に関する議論の中心は、政治的権力と父権という二つの権力が「完全に別個のものであり、分離したものであって、全く違った根拠にもとづき、全く異なった目的のために与えられた」¹⁾ことを示す点にあった。それゆえ『統治二論』におけるロッキの家族に関する議論は、権力の起源や性質を論ずるといふ形で展開されているのではない。彼は、家族という人間集団がそもそもこの世に存在することを前提として、権力そのものではなく、家族の機能と目的を論じているといえよう。

その基調をなすのは、神の意図である。彼が批判の対象としたのがフィルマーの神授権説だったのだから、議論の根本は聖書の解釈に関わる。特にフィルマーが王権の基礎とした、「創世記」におけるアダムのイヴへの支配を命ずる神の言葉の解釈が問題となる。²⁾ロッキの議論の主眼はフィルマーの「父権論」に反論するためであるので、全体として男性と女性に関する議論が一貫性を持つわけではない。そのため議論は散漫であり、一貫した論理を読み取るのはなかなか難しいが、およそ次のようなものであると考えられる。

ロッキによれば、神は人間がひとりであるのはいけないと考え、人間が社会を創る「義務」を課した。その最初の社会は、男性と妻との間で始まる。彼はフィルマーへの反論のなかで、「創世記」の中で神が「原罪」後に女性に夫への従属を命じた言葉は、アダムに人類全体への支配権を与えたものではなく、イヴへの罰を与えたものであると解釈する。そして、それは女性全体が夫に従属すべきだという通常の (ordinarily) ことが述べられているにすぎないと³⁾する。そして、この命令により神は女性の運命を決定し、夫への従属を命じた。人間の法や国家の慣習が女性の夫への従属を定めているのは、このような「自然のなかに基礎を持つ」(a Foundation in Nature) というのである。⁴⁾す

なわち夫の女性に対する家父長制支配は、ロックにおいても神の命令（すなわち自然）を根拠とするものである。さらにロックは次のように述べる。もしこれがアダムに何らかの権力を与えるとしたら、それは婚姻における権力であつて政治的権力ではない。その権力は、夫が家族における私的な関心事について命令するためのものであり、共同のことについて、妻より自分の意志が尊重されるべきだとするような内容である。ロックは妻の従属を当然のこととするが、彼がこのように述べるのは、夫の権力が「生死に関わる政治的権力ではない」と主張するためであることには留意する必要がある⁽⁵⁾。

こうして神が女性の夫への従属を命令したと述べるロックであるが、その後人間が創る家族においては、その従属の状況はそれほど強調されない。彼は、婚姻関係を、生殖と種の継続を目的として、それに必要な相互の肉体の結合のために、男性と女性の合意により成立すると考える。そしてそこから、相互扶助と共同の利益も生じるというのである⁽⁶⁾。このように成立する婚姻関係において、夫と妻は異なる悟性を持つので、異なる意志を持つこともある。それゆえ最後の決定権をどちらが持つかを定める必要がある。それに関してロックは次のように述べる。それは「自然により (naturally)」、「より能力があり、より強い」男性の担当となる⁽⁷⁾。このように女性は「自然」により夫に従属し、夫が「自然」により婚姻関係における決定権を握る。

だがロックは、女性が家族の主人になることを認めている⁽⁸⁾、契約により女性が離婚することも認めていた⁽⁹⁾。彼の議論は基本的にフィルマーの議論に反対するためなので、夫に絶対的な権力はないということを主張している。その考え方をまとめると、神によつて女性が夫に従属することは当然だが、その関係は権力的というようなものではなく、夫が優先されるということである。これは上に述べたプロテスタントの教えにそつているといえよう。フィルマーの議論との関係で言えば、彼にとつては、親子関係の議論の方が重要であつた。

ロックは、上のように成立した婚姻関係が持続するのは、種の保存のために子孫が自律するまで養育する必要があるからだと考える。これは「無限の賢明なる創造者 (Maker)⁽¹⁰⁾」が、自身の手になる作品のなかに組み込んだルールである。こうして婚姻関係の重要な目的として、子どもの養育が論じられる。彼は、神により直接創造されたアダムは完全な人間として創られたので、始めから神が彼に植え付けた「理性の法」の指令によって、自己の行為を統治することができたと考ええる。アダムからすべての人類が生まれたのだが、彼らは子どもとして生まれ、無知で理性を使えないので、親による養育と教育が必要であった。それゆえロックは、アダムとイヴを始めとする両親は、「自然の法」により、彼らの産んだ子どもたちを「保全し、栄養を与え、教育する義務を負っていた」とする。「自然の法」とは神により与えられた「理性の法」であり、人間が服すべき法である。人間は、その法を認識することができて初めて自由が許されるのである。⁽¹²⁾それゆえ理性の未発達な子どもは、両親の支配下にある。⁽¹³⁾

人間の家族における親子関係がこのようなものであるのは、神の意図による。神は「両親を、人類の存続と子どもに生命を与えるという彼の偉大な計画における道具となし」、子どもたちを養育し教育することを両親の義務としたのである。⁽¹⁴⁾このようにロックは、親子関係において最も重要なのは、神が両親に課した、子どもを世話し育て上げるといふ義務であると論じた。そして親の権力は、この義務にともなつてのみ生ずるとされる。⁽¹⁵⁾彼は、もし理性も使えない状態で子どもに自由を許してしまうと、それは子どもを野獣の群れに放り出すのと同じことになるだろうと述べる。それゆえ神が両親に対し、未成年の子どもを統治する権威を与えたのである。⁽¹⁶⁾

しかしロックは、この権力をすぐに骨抜きにしよう。この権力は、子どもを養育している間だけの一時的なものであるし、子どもの生命や所有権には及ばない。神は、子どもに対する世話 (care) を行なうことを両親の仕事としたが、彼らに「適切なやさしさと、この権力を押さえよう」とする傾向を与えた。「それは、彼(神)の叡知が意図

したように、子どもが必要とするかぎり、子どものためにそれを使うためである。¹⁷⁾「神は子孫に対する優しさなどを人間の性質の原則のなかに織り混ぜたので、両親が彼らの権力を厳しすぎるやり方で使う恐れはほとんどない。¹⁸⁾」配慮 (care)「優しさ」「愛情」という語によって、両親の子どもに対する態度が表現される。そしてそれは、神により意図されたものなのである。

しかし、両親がこのような優しさをもって子どもの養育と教育という義務を遂行するとき、それは無償の愛として考えられているのではない。ロックは、両親の義務に対して、子どもは両親を尊敬し、彼らの幸福のためにさまざまなことを行なう義務を負うと考える。すなわち両親の義務に対しては、子どもからの「孝行 (filial duty) また piety)」という見返りが、当然の義務とされているのである。しかもこの義務は一生の間続く。¹⁹⁾しかし、子どもからの両親に対する敬意などの義務も無限のものではなく、両親が与えてくれた配慮や費用そして親切の量に応じて増減するといふのである。²⁰⁾(一見愛情に基づく家族関係の裏に、計算がある！)

これに関連してロックの議論で特徴的なのが、人間関係における土地所有の重要性である。ロックが唯一父権の具体的効果としてあげているのが、土地の相続に関して、父が自分の気に入った子どもに相続させられるという点である。子どもは相続を期待して、父の気分を損ねないようにする。「これは子どもの服従にとつて、小さな拘束とはいえない。²¹⁾」どこでも物が人間関係を媒介する。

さらに面白いのは、ロックが土地の相続を媒介として、親の結んだ国家との契約が子どもに引き継がれると説明していることである。土地の享有には、その土地のある国家の統治に従うことが条件として付随しているので、父が臣民である国家の統治に、土地を相続した子孫をも従わせることができるし、父の契約が子孫を拘束すると考えられるというのである。²⁴⁾父の結んだ契約がなぜ子どもたちに引き継がれるのかという問題は、契約論の弱点であった。ロッ

クはそれを説明するために、ここでも土地という物を媒介として議論を展開したのであった。子どもたちは、土地の相続を承諾することで、統治に対する服従に「暗黙の同意」を与えているとされた。⁽²⁵⁾

ロックの論ずる親子関係は、以上のように非常に権力性が弱い。彼が国家権力と父権との違いを主張していたのであるから、これはある意味当然であろう。彼の描く親は善意に満ちている。常に子どもの生存と養育と教育を義務と心得、愛情深い。こうして親の子に対する関係が、権力関係ではなく世話をする義務なのであれば、ここに母親が登場するのも当然であろう。彼は父権についてといいながら、子どもに対する親の義務を論ずるときは、一貫して「両親」という言い方をしている。そして、子どもを養育し教育するための権力は母も分け持つており、⁽²⁶⁾子どもの親に対する義務は母にも向けられるべきだと述べられる。⁽²⁷⁾すなわち女性性は、女主人になることもできるし、子どもからも尊敬されるべき存在であるが、夫には服従するのが「自然のことだ」とロックは考えたのである。

以上のようなロックの家族に関する議論が、神の意図を前提として論じられていることは重要である。男女が結婚し、子どもを育てるとするのは、神の賢明な計画により意図されたことであり、人間は神の「道具」として、定められた目的に従って行動する。これは、「原罪」の結果人間が「永遠の生命」を失ったからである。⁽²⁸⁾そのため人間は、この世で結婚関係が続けることで、生殖による種の保存を果たすものとされているのであった。すなわち家族は、人間の「生命の永続性」を保証するための集合体である。

このような家族関係に関するロックの叙述をみると、人間の家族特に両親は、丸ごと神の計画のなかで行動するものとされており、ほとんど神の操り人形である。フィルマーは神から権力を引き出したが、その議論に宗教的含意は薄かった。彼の議論において、神からの授権のあとの人間の行動は、直接神からの影響を受けない。⁽²⁹⁾しかしロックの場合、王権は神を起源としないのに対し、家族そのものが神の世界計画のなかに位置付けられている。彼の家族のな

かで人間らしさが見いだされるのは、子どもが親に対する義務を計算するところからである。

ロックが何度も強調しているように、神の意図に従った家族における関係は愛情に満ちあふれたものであり、権力的な関係ではない。しかしそのことは、かえって家族における人間関係の権力性を曖昧にする。現に夫が夫婦間の決定権を持ち、親が子どものために決定するのであれば、その決定が他者に押しつけられることになるのだから、それが何らかの意味で権力性を持つのは当然であろう。しかし、そのことが愛情により理由付けられるとすれば、反対するのは難しい。ロックは妻に対する権力をも含めて「父権 (Paternal power)」を明確には主張しなかったが、彼の議論は「パターナリズム (paternalism)」そのものである。父は、「優しく注意深く」³⁰(神に与えられた) 自らの理性により(おそらく家族皆のことを思って) 皆を統治する。

そこでの問題は、そのような家族関係の位置付けが、「自然」という語で説明されていることである。ここで言われる「自然」とは、何の前提もなく生じたという意味ではない。そもそもキリスト教における「自然」は神の秩序であり、当時のイングランド人にとり「自然の法」が神により与えられた理性を意味することは共通認識であった。ロックも同様の認識を示していた。³¹すなわち彼の言う「自然」とは、神の意図した秩序を意味したのである。そして彼が論じた家族における人間関係は、神の創った「自然」による関係なのであった。そこで夫や妻として子どもは、神の定めた目的のために、神の定めたように行動しなければならぬ。すなわちロックの言う「自然」は、人間の行動に対して規範性をもつ。すなわち「自然」であるから「そうあるべきだ」ということになるのである。この神を背景に持つ「自然」という語が、のちに女性を縛る働きをしていくことになるのである。

国家に関する革命に関わった人々(男性たち)は家族の構造を変えるつもりはなかったのだから、国家を創る契約は、家族の父たちが締結するのは当然であった。フィルマーがいみじくも、聖書において「すべてのイスラエルの子

どもたち」「すべての信徒たち」「すべての人々」という時のすべてとは、人民全体ではなく、「すべての父たち」のことを指しているのだと述べているように、王権においてフィルマーに反対する議論を展開する論者においても、彼と同じように、「個人」や「人々」が父たちを意味し、彼らだけが国家に関する契約を結ぶという点に異論はなかったのである。そして国家と分離された家族に関してみると、ロックの議論に代表されるように、家族関係を神の「自然」とすることで、そのメンバーにあるべき行動の規範を強制し、家族は権力ではなく愛情にもとづく集団だとすることで、家族のなかの権力性を覆い隠すことになった。これが近代における女性をめぐる問題の根底にある。

以上みてきたように、近代における国家と家族の関係は、プロテスタントの教義によって基礎付けられ、ロックによって政治的な構造として構成されたのだと考えることができるだろう。家族においては、神の制定による家父長制が当然のこととして成立していた。すなわちそれぞれの男性は、宗教改革と政治的革命によって、教会権力と王の権力を自分の手に持つことになったということなのである。

- (1) John Locke, *Two Treatises of Government* (Peter Laslett(ed)), Cambridge UP, 1970. II, Chapter VI, §71, pp.314. ロックの『統治二論』に関しては、その全訳も存在する。伊藤宏之訳『全訳 統治論』柏書房、一九九七年。本稿では、女性や家族に関するロックの議論について、これまでの解釈を吟味するという立場をとるため、基本的に彼の原文に基づき考察する。
- (2) フィルマーの議論については、中村敏子「ホッブズの権力論の構造」『北海学園大学法学研究』第五〇巻第一号(二〇一四年)参照。
- (3) *Ibid.*, I, Chapter V, §47, pp.173.
- (4) *Ibid.*, I, Chapter V, §47, pp.173~174.
- (5) *Ibid.*, I, Chapter V, §48, pp.174.
- (6) *Ibid.*, II, Chapter VII, §78, pp.319.
- (7) *Ibid.*, II, Chapter VII, §82, pp.321.

- (8) Ibid., II, Chapter VII, §76, pp.318.
 (9) Ibid., II, Chapter VII, §82, pp.321. 離婚にたいしては、カルヴァンも同様に認めていたという。Douglass, *Women, Freedom, and Calvin*, pp.86.
 (10) Locke, *Two Treatises of Government*, II, Chapter VII, §79, pp.319.
 (11) Ibid., II, Chapter VI, §56, pp.305.
 (12) Ibid., II, Chapter VI, §58-59, pp.306-307.
 (13) 理性に關していえば、チャールズ二世の時代に、科学、哲学そして神学をあわせて、すべて「理性」を基準として判断するという運動が起つたという。そのルーツは「ユリタニズム」にあり、哲学と宗教との調和を旨とするものであった。理性は「神の声」であり、真実は理性により発見され、哲学は必ず信仰に導くと考えられていた。この考えが一八世紀の精神を形作っており、物理学におけるニュートンと形而上学におけるロックは、ふたりとも自然と神の秩序を示したとされる。J. R. H. Moorman, *A History of the Church of England* (Morehouse Publishing, 1994) pp.254-256. ニュートンと神の關係については、フランシス・E・プリントホル「ニュートンの宗教」(法政大学出版社、二〇〇七年) 参照。
 (14) Locke, *Two Treatises of Government*, II, Chapter VI, §66, pp.311. ちなみにカルヴァンは、「人間のいかなる部分も罪から自由ではなく、人間から生じ出すすべてのものは罪に帰するものとなる」と考えていた。人間は墮落し、まったくその中に善性を持たないが、神の恵みによつてのみ、それを克服し得る。そのため、神の言葉に従った生活をするための教育の重要性が非常に強調されたという。教育の重視も、プロテスタントの教義にある伝統である。J. F. ホワイト『プロテスタント教会の礼拝』(日本キリスト教団出版局、二〇〇五年) 一一四-一一六頁。
 (15) Locke, *Two Treatises of Government*, II, Chapter VI, §58, pp.306.
 (16) Ibid., II, Chapter VI, §63, pp.309.
 (17) Ibid., II, Chapter VI, §63, pp.309.
 (18) Ibid., II, Chapter VI, §67, pp.312.
 (19) Ibid., II, Chapter VI, §71, pp.314.
 (20) Ibid., II, Chapter VI, §74, pp.316.
 (21) Ibid., II, Chapter VI, §66, pp.311.

- (22) Ibid., II, Chapter VI, §67, pp.312.
 (23) Ibid., II, Chapter VI, §73, pp.315.
 (24) Ibid., II, Chapter VI, §73, pp.315.
 (25) Ibid., II, Chapter VIII, §119, pp.348.
 (26) Ibid., II, Chapter VI, §64, pp.310.
 (27) Ibid., II, Chapter VI, §69, pp.313. その根拠の中心は「聖書における「十戒」である。たとえば、以下の部分。Ibid., I, Chapter VI, §61, pp.185, 187.
 (28) ロックの「原罪」解釈については、「墮落以前ト以後ノ人間」『ロック政治論集』（法政大学出版局、二〇〇七年）参照。
 (29) 中村敏子「ホッブズの権力論の構造」参照。
 (30) Locke, *Two Treatises of Government*, II, Chapter VIII, §110, pp.342.
 (31) Ibid., II, Chapter VI, §56~57, pp.305.
 (32) Sir Robert Filmer, 'Patriarcha' in *Patriarcha and Other Writings* (Johann P. Sommerville(ed.), Cambridge UP, 1991) pp.23.

三、近代国家とフェミニズムの主張

それではこのように家族と国家を分け、家族関係を神の「自然」から説明したロックの社会契約論を基礎として創られた近代国家のなかで、女性はどのように位置付けられていくのだろうか。そして女性の問題は、どのように展開していくのだろうか。

ロックは、妻の夫への服従は「自然に基礎を持つ」と論じていた。ここで使われる「自然」という語は、神の「自然」からくる言葉であり、妻と夫との関係におけるあるべき秩序を前提にしていた。すなわち神による規範性を含ん

だ語であった。しかし、「自然」という語により女性の状態が表現されることで、神の存在が後方に退いても、それに代わって科学が、神の創った女性という存在を、「生物としての自然」という言説により弁証し続けた。すなわち、骨格やホルモンなど肉体の構造の分析が進むことによって、肉体という「自然」そのものから来る女性の劣等性が、科学的に論証されていくのである。

こうして、女性は「自然」に近い存在である、「自然」に持って生まれた肉体に左右される存在である、すなわち子どもを産む生物としての「自然」こそが女性の本質なのだという内容の言説が拡大していくことになった。このように科学の言説が女性を「自然」に近いものとみなすことで、女性は女性としての肉体に縛られているという言説が拡大していく。こうした言説が広がる様相は、カトリック教会の教説において、あたかもイヴが「原罪」の張本人であると同様と非難されるようになっていったのと同様の現象であろう。

このように女性が「自然」に近い存在として規定されていくのに対し、国家の秩序形成に関わる男性は、理性にもとづく「作為」により創造を担う存在として規定されていった。もともと国家形成の基礎となる自然法は、理性として神によって人間（男性）のなかに埋め込まれていたものであるから。女性は「自然」の肉体により人間を産むのに対し、男性は「理性」により「文化」を産む。人間のもつ理性が重視され肉体はその劣位に置かれるというキリスト教文化の中で、肉体に縛られる女性が人間として劣位におかれるようになるのは当然であろう。こうして、家族Ⅱ女性Ⅱ肉体・愛情Ⅱ自然という構図と、国家Ⅱ男性Ⅱ理性Ⅱ作為・文化という構図ができていったのである。そのうえで国家の領域を「公」、家族の領域を「私」と呼び、「公」が「私」の優位にたつという位置付けが行なわれるようになった。

このように神による「自然」が科学による「自然」に変わっても、「自然」という語により女性のこの世での位置付けが行なわれる構図は変わらなかった。なぜそのような構造が創られたかといえば、それはもともと神により「男性」

と「女性」という性の区別（セックス）を持った人間が創られ、男性による女性の支配が定められている、すなわちそれが「自然」だという教説があったからである。そして、近代政治理論により家族と国家は別の原理により成り立つ集団であるとされることで、女性は家族という「自然」の領域に属し、国家の秩序形成には関わらないものとされたのであった。こうして男女の関係から生ずる次世代の人間の養育は、女性の肉体に関わる問題として、家族という「私的」領域において女性が担当すべき事項になったのである。国家権力はそこには関わらない。

一九七〇年代に盛んになったフェミニズムは、この構造を問題視した。その構造を変えるために女性たちが提示したのが、「ジェンダー」という概念である。この概念により、神の創った性の区別（「セックス」）を解体し、男女間の家父長制支配と「公・私」の領域の区別を克服することを目指したのである。通常日本においては、「ジェンダー」を「社会的性差」、「セックス」を「生物学的性差」と呼び、後者を、生物として生まれつき持つ「自然的な」性差として理解する。しかし、これまで見てきたところからわかるように、キリスト教世界において「自然」という概念は、日本人の解するごとく人間の作為が及ばず「偶然そのようになる」という意味ではない。キリスト教秩序において、ながままに自然に成立するものなどありえない。すべてが神の創造によるのであり、「自然」とは神の「作為」により作られた秩序を意味する。そこにおいては、性中立的で普遍的な「人間」というものは存在しない。すべての人間は、神により男性または女性として創られるのである。

すなわち「セックス」とは、神による男女の分類を意味する概念である。そしてその違いは、男女の肉体的な一体化のためにある。⁽³⁾これこそが、キリスト教世界における男女関係の本質であり、「セックス」の意味するところなのである。そして、その男女の間には必ず家父長制が成立すべきであると、神は命令していた。

「ジェンダー」概念は、そのような家父長制秩序を打破するために登場した。家父長制秩序の根本に、神の定めた男

性／女性という「セックス」の二分法があり、その分類の帰結として男女は一体化する運命にある。その関係において家長制が成立するならば、家長制を完全に解体するためには、根底にある性の二分法に関する神の決定権そのものを打ち壊す必要がある。「ジェンダー」とは、このような家長制の基本をなす人間（男性）の創造と性別決定権をも含めて神の秩序を破壊し、性に関わるすべての事項を、人間の作為により再構築し直すという含意を持った概念である。それが「社会的」性差の意味するところなのである。

しかし、すべてのフェミニズム思想がこのように根源的な神の秩序の問題にまで掘り下げて主張されたわけではない。フェミニズムの思想は、そのめざすところの違いによりいくつかに分けることができる。それらを本稿での議論と関連させて考えると、次のように分類できるであろう。⁴

まず、ロックによつて構成されたような家族と国家・市場の「私」と「公」の二分法の克服をめざすのが、リベラル・フェミニズムとマルクス主義フェミニズムである。リベラル・フェミニズムは、国家と家族が「公」と「私」に分離され、女性が家族という「私」の領域に押しこめられたことに対し、女性たちもその境界を超えて、「公・私」にも自律性や個人の選択が保障されるべきだと主張する。すなわち家族における女性や子どもの問題を統治権力の問題と連続させることをめざす。

これに対し、二分された社会構造を生命の生産と物の生産（すなわち出生の保障対生存の保障）に関わる家族対社会という構図でとらえるのがマルクス主義フェミニズムである。マルクス主義フェミニズムは、家族において女性に振り分けられたさまざまな労働（そこにはもちろん子どもの生命の生産も含まれる）が、社会における物の生産の基礎となるにもかかわらず、それらが無価値なものとして扱われることを問題視し、そのような社会構造の変革をめざす。すなわちこの二つのフェミニズム理論においては、近代に成立した社会構造において家族と、国家または社会が

分断されたことが問題とされ、それを連結させることがめざされる。しかしそれぞれが別々に主張されたため、女性の問題と子どもの出生が統治と統合されて考察されることはなかった。

他方、神の秩序から派生した「自然」という概念に女性が結び付けられ、それにより女性が「文化」を担う男性の下位に位置づけられる家父長制構造に対抗しようとする理論は、次の二つである。エコロジカル・フェミニズムは、近代の政治理論で分けられた「自然」＝女性、「作為」＝男性という構図における「自然」を、地球や生物そして環境という自然界の意味をも含むものに読替え、自然界に悪影響をもたらす男性の「作為」の原理よりも、自然と一体化し協同する女性の原理の方が優れていると主張する。すなわち近代における「作為」という原理に対する評価を逆転し、「自然」の優位性を主張する。またカルチュラル・フェミニズムは、同じく男性と女性の違いを認めながらも、そこから、女性には他者に対する思いやり（ケア）や共感というような独自の「文化」があり、それは、攻撃的で競争的な男性の「文化」より優れていると主張する。

この二つの理論は、根本的には男性と女性の違いを認めた上で、「作為」や「文化」と結びつく男性の優位に代わって、「自然」と結びつく女性の優位を主張している。すなわち、ロックによりつくられた「自然」と「文化」の分断の構造において、これまで劣位に置かれていた「自然」に付随する価値の重要性を主張するものである。しかしそのことは近代の作り出した構造を逆転させるだけであり、男性と女性の間にある家父長制の問題を解決することにはならないだろう。また、「公」「私」に分断された社会構造に対する具体的な変革の道筋を持たずに女性の「自然」を肯定することは、女性を「自然」の存在とする近代の作り出した問題構造を温存させる危険性をもっているともいえるだろう。それに対し、神の定めた「自然」の秩序に対する最も先鋭的な批判は、ラディカル・フェミニズムによって行なわれている。特にその論客であったファイアストーンは、神の秩序において、神が生命を産み出し、男女の性の区別を

定めたという神話に対して根源的な批判を加え、それを超える対案を提示する。それは、人間を人工的に産み出す人工生殖の構想である。神による性の規定と、罰によって女性に与えられた出産という行為により女性が「自然」の肉体に縛られるならば、人工生殖によって、人間を産み出すことから女性を解放すればよい。それにより女性は、神の創った「自然」における「セックス」という性の二分法を超越し、性に関わるすべての呪縛から解放される。そうすることで女性も、近代がめざした本当の「個人」として生きていくことができるだろう。それがファイアストーンの「性の弁証法」という主張である。⁵⁾ すなわち、神が男女を産み出し女性の従属を定めたという神話に対して、人間がそのような力を奪取し変革することをめざしたのである。

以上三つの理論は、すべてこれまで女性の抑圧の根拠とされた神による「自然」という領域に踏みとどまり、そこから構造を変えていこうという理論であったといえる。しかし、エコロジカル・フェミニズムとカルチュラル・フェミニズムが「自然」と「作為・文化」という分断を受け入れるのに対し、ファイアストーンは、キリスト教の教説によって創られた女性をめぐる問題の根底に最も鋭く切り込んだ。そして、ロックにおいてこの世においても神の領域として確保されていた「自然」の領域を、すべて人間の「作為」による領域に変えてしまおうとするのである。こうして、統治だけでなく、生命に関しても、人間は神に頼ることなく自立して生きることになる。

すなわちフェミニズムとは、最終的には、近代に至る革命によって国家の政治秩序において神の定めた家父長制が転覆されたと同じように、男女間における「性と生殖の秩序」においても神による秩序を転覆し、その根本にある男女の性別をも含めて、神ではなく人間がすべての秩序を作ることをめざした運動だったと考えることができる。これにより神の秩序の解体をめざした近代は完成するはずである。⁶⁾

しかし、女性の問題を政治思想のなかで一貫して分析してきたペイトマンが指摘するように、そもそも男性と女性

という「生體そのものは抑圧的ではない」^⑦。フェミニズムが提起した問題は、男女がともに性的存在であることを否定せずに次世代の生命の育成を保障し、男女双方に抑圧のない人間社会の秩序をどのように創るのかという点にあるのだらう。そのためには、男性による社会契約に代わる国家形成および家族形成の理論が必要となる。それはどのように構想されるのであろうか。それが我々のこれからの課題なのである。

- (1) これに関しては、エヴリーヌ・ペリオールサルヴァドール「医学と科学の言説」『女の歴史Ⅲ 一六〇一八世紀Ⅰ』（藤原書店、一九九五年）およびLonda Schiebinger(ed.), *Feminism and the Body* (Oxford University Press, 2000) 参照。また、二〇世紀における科学の言説と性概念の問題については、江原由美子・山崎敬一編『ジェンダーと社会理論』（有斐閣、二〇〇六年）の中の高橋さきの「身体性とフェミニズム」参照。
- (2) 詳しくは、Carole Pateman, *The Disorder of Women* (Stanford University Press, 1989)、特に「2 The Fraternal Social Contract」および「6 Feminist Critiques of the Public/Private Dichotomy」参照。
- (3) この肉体の一体化こそ、キリスト教における結婚の本質である。カトリックにおける現在の教会法にも勿論それについての規定があり、教会法解釈書では、一体化の成就についての詳しい検討がなされている。中村敏子「家父長制からみた明治民法体制」『北海道大学法学研究』第四五巻第一号（二〇〇九年）参照。
- (4) 本稿でのまごめは筆者がさまざまな文献を参考にまごめたものだが、参考としては、Lorraine Code (ed.), *Encyclopedia of Feminist Theories* (Routledge, 2000), Judith Evans, *Feminist Theory Today* (Sage Publications, 1995), Sarah Gamble(ed.), *The Routledge Companion to Feminism and Postfeminism* (Routledge, 2001) ⑥なか⑥Sue Thornham, 'Second Wave Feminism', 川崎修・杉田敦編『現代政治理論』（有斐閣、二〇〇六年）所収の井上匡子「フェミニズムと政治理論」など。
- (5) シェラミス・ファイアストーン『性の弁証法』（評論社、一九七二年）一七頁参照。
- (6) その詳しい含意については、中村敏子「政治思想史からみた「ジェンダー」の意味」『創文』五三二号（創文社、二〇一〇年）参照。
- (7) Pateman, *The Disorder of Women*, pp.126.